令和6年度 社会福祉法人指導監査結果

■ 令和6年度は社会福祉法人に対する指導監査を16件実施しました。

Г		監査方法		改善報告書の内容
1	社会福祉法人 晃宝会		間(中7日)前までに発出されていなかったため、今後は、留意すること。	令和3年度の指導監査以降、今回の指導監査の直近までの理事会のうち、ご指摘の令和5年7月の理事会についてのみ、中6日での招集となっておりました。 指導監査以降の理事会の招集通知は開催日の中7日前までに発出しております。
2	社会福祉法人 健仁会	実地監査	無	
3	社会福祉法人サンライフ		評議員のうちに、各役員の三親等以内の親族を含まないこと。 【社会福祉法第40条第5項】	次回の改選時より改善いたします。
			会計仕訳の借方・貸方は同じ拠点で会計処理するが、明日香特養拠点と西大寺特養拠点との内部取引において、借方が明日香特養拠点、貸方が西大寺特養拠点として会計処理がなされている。現状の処理では、拠点区分貸借対照表の貸借が一致しない。それを解消するため、決算時に拠点区分間繰入収入(収益)、拠点区分間繰入支出(費用)で調整している。これは社会福祉法人会計における適正な会計処理ではないため、改善すること。 【社会福祉法人会計基準第2条第2号、指導監査ガイドラインⅢ-3(1)】	内部の取引に係る会計処理については、当法人と会計事務所で打ち合わせ実施 の上、取引実態に即した会計処理方法を定め、月次の会計処理で適切な会計処
4	社会福祉法人 成美学寮		令和5年7月24日に理事に1名の欠員が生じ、令和6年6月23日開催の定時評議員会において後任の理事が選任されるまで、理事の員数が6名を下回っていた。今後、理事に欠員が生じた際は、速やかに補充の手続きを行うこと。 【社会福祉法第44条第3項】	今後は、欠員が生じた際はすみやかに補充の手続きを行います。
5	大和清泉会	実地監査	***	
6	社会福祉法人 奈良愛育会		理事及び監事に対して、理事会の招集通知が適切に発出されていなかった。 今後は、理事及び監事の全員に、理事会の開催から中7日以上前までに招集通 知を発出するとともに、招集通知を省略する場合は、理事及び監事の全員から同 意を得て、その旨の記録を残すこと。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項、第2項準用】	理事会の招集通知につきましては、今後は適切な時期と方法で発出いたします。

	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
		社会福祉法人奈良愛育会定款第27条において、理事会の議事録には、出席した理事長及び監事が署名をすることになっているが、議事録に理事会に出席した監事の署名を欠いているものが複数見受けられた。今後は、定款の規定に基づき、議事録に署名させること。 【社会福祉法第45条の14第6項】	理事会議事録の署名につきまして、今後は遺漏なく行うようにいたします。
奈良愛の園福 祉会			
社会福祉法人 奈良苑	実地監査	無	
社会福祉法人 奈良市社会福 祉協議会		の1週間(中7日)前までに発出されていなかったため、今後は、評議員会の開催 日の1週間(中7日)前までにすべての評議員に対して招集通知を発出すること。	招集手続きの期限に関し事務処理上の齟齬があったため、今後開催する評議員会においては、法の規定に基づき、中7日以上の期日をもって、招集通知を発出します。
			利害関係を有する評議員の存否の確認について不十分であったことを踏まえ、今後、招集通知書に利害関係者の申し出について記載する、評議員会の中で存否の確認をするなどの改善を行います。
		評議員会の議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。 【社会福祉法施行規則第第2条の15第3項】	議事録作成者に関する記載の認識が不十分であったため、今後開催される評議 員会の議事録には、作成者の氏名を記載します。
		きないことから、決議を行う前に、当該特別の利害関係を有する理事の存否を確	利害関係を有する理事の存否の確認について不十分であったことを踏まえ、今後、招集通知書に利害関係者の申し出について記載する、評議員会の中で存否の確認をするなどの改善を行います。
社会福祉法人 ならのは		1年以上経過しているにもかかわらず、市に対する変更認可の手続が完了していないため、速やかに実施すること。	速やかに実施します。
		は、理事会の決議によって、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である	評議員会の開催は理事会にて評議員会の招集と審議事項、場所、日時の決議します。
	奈社会社会社会福祉社会福祉社会福祉社会福祉社会福祉	社会福祉法人 奈良愛の園福 社会福祉法人 奈良苑 社会福祉法会 実地監査 実地監査 大会福祉法会 ならのは ま地監査	事の署名を欠いているものが複数見受けられた。 今後は、定款の規定に基づき、議事録に署名させること。 【社会福祉法第45条の14第6項】 社会福祉法人 素良苑 大会福祉法人 素良苑 大会福祉法人 素良苑 大会福祉法人 素良苑 大会福祉法人 素良苑 大会福祉法人 素良市社会福 祉協議会 大会福祉法人 素良市社会福 地協議会 大会福祉法人 素良市社会福 地協議会 大会福祉法人 素地監査 一会和6年3月26日開催の評議員会について、招集通知が当該評議員会の開催日の1週間(中7日)前までにずべての評議員に対して招集通知を発出すること。 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項準用】 評議員会の決議には、その決議に特別の利害関係を有する評議員が加わることはできないことから、決議を行う前に、当該特別の利害関係を有する評議員の存否を確認すること。 「社会福祉法第45条の9第8項】 理事会の決議には、その決議に特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、決議を行う前に、当該特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、決議を行う前に、当該特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、決議を行う前に、当該特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、決議を行う前に、当該特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、決議を行う前に、当該特別の利害関係を有する理事が加わることに、「社会福祉法第45条の14第5項】 社会福祉法人 ならのは 大会福祉法第45条の14第5項】 社会福祉法第45条の14第5項】 ・大会福祉法第45条の14第5項】 ・大会福祉法第45条の14第5項】 ・大会福祉法第45条の14第5項】 ・大会福祉法第45条の14第5項】 ・大会福祉法第45条の14第5項】 ・大会福祉法第45条の14第5項】 ・大会福祉法第45条の14第5項】 ・大会福祉法第45条の36】 ・大会福祉

	法人名	監査方法		改善報告書の内容
			社会福祉法人ならのは定款第12条において定時評議員会は毎年度6月に1回開催することを規定しているが、令和6年度定時評議員会は令和6年7月2日に開催していた。定款に従い、定時評議員会は毎年度6月に1回開催すること。	定例評議員会は毎年6月に開催します。
			資金収支計算書の予算欄において、補正予算を行っているにも関わらず、当初予算の金額を記載している。補正予算で理事会等の承認を受けた場合には、その最終の予算によって記載すること。 【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2(2)】	
11	社会福祉法人ならやま会		基本財産の一部について、定款への記載を欠いたため、追加すること。 また、当該基本財産の定款への追加については、令和6年4月17日の評議員会に おいて、すでに定款変更について決議を行ったにもかかわらず、変更の手続きが なされていなかったため、当該評議員会の決議に則り、速やかに定款変更の手続 きを行うこと。 【社会福祉法第31条第1項、第45条の36】	現在福祉政策課と連絡をとりながら定款変更に必要な書類を準備しています。
			役員等報酬規程に、報酬の支給方法(支給時期及び支給手段等)に関する記載 を欠いていたため、追加すること。 【社会福祉法施行規則第2条の42】	支給方法を明記した規程への変更を行っています。
			が理事会で決議されていなかったため、今後は、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項並びに評議員会の目的である事項に係る議案の概要(未定の場合はその旨)について、必ず理事会の決議により定めること。 また、当該評議員会の招集通知に記載の開催年月日が誤っていたため、留意すること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用】	
			理事長による職務執行状況の報告について、定款に規定している毎会計年度に4 箇月を超える間隔で2回以上の頻度で報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】	適切に報告を行ようにいたします。
			法人においてすでに実施されておらず、定款にも規定のない公益事業が登記されていた。法人の事業内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に登記すること。 【社会福祉法第29条、組合等登記令第3条】	

~			『業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状 ・ ・ ・ ・ ・ ・ こ ・ と て ・ と か 本 で TE	
-	法人名	監査方法		改善報告書の内容
			社会福祉法人ならやま会経理規程第58条で、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金を計上することを規定しているが、賞与引当金の計上を行っていない。 賞与引当金は、12月から5月を支給対象期間として7月に支給する賞与について、12月から3月までの分は、当期の人件費として発生しているので、その金額を見積って、費用に計上とする必要がある。来期の決算において、7月の賞与の支給額とそれに対応する社会保険料を見積り、賞与引当金を計上すること。 【社会福祉法人会計基準第5条第2項】	次年度予算確定後、当年度にかかる賞与分について決算での計上を予定しています。
12	社会福祉法人 奈良YMCA	実地監査		
13	社会福祉法人 福寿会		があるが、現状ではそれが困難なため、同保育園は5年間で返済する方針とした	
14	社会福祉法人 平城福祉会	実地監査	無	
	万葉福祉会		令和6年6月18日に開催された評議員会の議事録において、出席した理事の氏名が記載されていなかったため、議事録の訂正を行うこと。 【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	理事名を追記し、議事録署名人3名から議事録訂正に対する押印を得た。
16	社会福祉法人 大和まほろば 会		令和6年度の理事会において、令和6年12月の時点で、理事長が職務執行に関する報告を行っていなかった。社会福祉法人大和まほろば会定款第17条の規定に従い、理事長は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行に関する報告を行うこと。 なお、報告内容の概要については、議事録等に記録すること。 【社会福祉法第45条の16第3項】	今後は、審議案件が無い場合であっても、臨時の理事会の開催を行い職務執行 の報告を行うとともに、議事録に報告内容の概要を記録を行います。